


所管部課	都市建設部 土木課	部長	内藤 峰 雄	
件名	東大和市狭あい道路整備規程の全部改正について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則	「東大和市地区計画等で決定した道路の整備規程（訓令）」		
	部課機関	都市計画課		
1. 要 旨				
<p>昭和55年に制定された現規程について、建築基準法との整合性を図るため、内容を全面的に改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 道路法で認定された道路で、かつ建築基準法第42条第2項に該当する幅員が4メートル未満の道路を対象とする。</p> <p>② 道路角切りについて、東京都の建築安全条例に該当するものを対象とする。</p> <p>③ 道路拡幅用地及び角切り用地はすべて市に寄附するものとし、工作物等の移設、撤去、測量、分筆登記に係る費用については土地所有者の負担とする。なお、所有権の移転登記は市で行う。</p> <p>④ 整備工事については、所有者等が自主的に行う場合を除き、市の費用で行う。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 整備についての考え方</p> <p>① 東京都の建築行政に合せ、狭あい道路の拡幅整備を積極的に進めていく。</p> <p>② 整備工事費については、道路補修事業費の道路補修費（単価契約）で対応する。</p> <p>(4) 影響及び効果 改正することにより、規程と実務との整合性が図られるとともに、狭あい道路整備を促進することができる。</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）				
<p>昭和61年3月、平成2年8月に改正（文言整理）</p> <p>平成22年9月に改正（街づくり条例関連）</p> <p>平成29年2月 8日、東京都多摩建築指導事務所協議済</p> <p>平成29年2月20日、副市長指示伺済</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>東京都の建築指導課と連携し、建築行政に合わせた狭あい道路整備を図っていく必要がある。</p>				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議終了後、速やかに事務手続きを行う。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。